



令和4年度分

選挙人名簿の抄本の閲覧状況



申出者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
読売新聞東京本社編集局 世論調査部 世論調査部長 湯本浩司	世論調査	東栄投票区の住民
篠田一彦	後援会名簿の確認・照合	市内全投票区の住民
社会福祉法人AJU自立の家 わだちコンピュータハウス 所長 石田長武	県政世論調査	東栄町四丁目、渋川町二丁目の住民
川村剛	後援会名簿の確認・修正	瑞鳳西、瑞鳳東、庄中、白鳳、桜ヶ丘、霞ヶ丘、旭前城前、茅池、城山、中部投票区の住民
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	時事問題調査「日本の世論2022」	本地ヶ原投票区の住民
一般社団法人 中央調査社 会長 境克彦	時事世論調査	①庄南町、大塚町、緑町、吉岡町、庄中町、渋川町、東印場町の住民 ②大塚町、緑町、吉岡町、庄中町、渋川町、東印場町の住民
株式会社中部タイム・エージェント 名古屋事務所 代表取締役 丹野一成	あいち森と緑づくり事業アンケート調査	城前町四丁目、南新町中畑の住民
一般社団法人共同通信社 社長 水谷亨	日本世論調査会・共同通信社世論調査	庄中、三郷南投票区の住民
朝日新聞東京本社 社長 中村史郎	世論調査	西山、茅池投票区の住民
株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所 所長 中村光明	まちなかの居場所と生活の質・地域への意識に関する調査	市内全投票区の住民



※閲覧日など詳細は、ホームページをご覧ください

問い合わせ先／市選挙管理委員会(市役所総務課内) ☎76-8111

権利や財産を守る身近な仕組み

成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でないかたについて、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を支援する制度です。



成年後見制度の種類

既に判断能力が低下している場合に利用する「**法定後見制度**」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「**任意後見制度**」の2つの仕組みがあります。

法定後見制度

判断能力が不十分なかたに代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度です。「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つに分かれており、本人の判断能力の程度などに応じて利用できます。

気軽にご相談ください 成年後見制度に関する市民相談

とき 第1木曜日 午後1時30分～4時30分 ところ 市役所 市民相談室

申し込み方法 尾張東部権利擁護支援センター(☎75-5008)に電話で



問い合わせ先／市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143、市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142